

陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、当市の情報発信及びPRを図ることを目的に作成した、陸前高田市公認ロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、陸前高田市公認ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に示すメイン・ロゴマークのデザイン
- (2) 別図第2に示すサブ・ロゴマークのデザイン

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、陸前高田市に帰属する。

(申請資格)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は次に掲げる各号いずれかに該当しなければならない。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市内、市外を問わない個人（以下、「個人」という。）
- (3) 前各号に該当する者以外で、特に市長が認める者

(使用の申請)

第5条 使用者は、陸前高田市長（以下「市長」という。）に陸前高田市公認ロゴマーク使用申請フォーム又は陸前高田市公認ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 企画書等（事業の内容や具体的な使用方法がわかるもの）
- (2) その他、市長が必要と認めるもの。

(申請の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方自治体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) 個人が私物的物に対し、市の情報発信、PRを目的として使用するとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

(使用の承認)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、陸前高田市公認ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるもの。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの。
- (4) 自己のシンボルマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用する

おそれがあると認められるもの。

(5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていないもの。

(6) その他、承認することが不適切と認められるもの。

(完成品の提出)

第8条 承認に関わる使用品等の成果物は、速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 市が定めたロゴマークデザインマニュアル(別表)に基づき、色、形状、バリエーション、使用サイズの規制等を正しく使用すること。

(3) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(5) 使用にあたっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象の美観、機能等を著しく損なう場合には、別途協議により省略することができる。

(使用料)

第10条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第11条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第12条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、陸前高田市公認ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、陸前高田市公認ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第13条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第7条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 市長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用している者に対し、その承認に係る使用品を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 ロゴマークの使用の取消し、停止等に要する使用品の回収費等は、使用者が負担することとする。

5 前項の使用の取消し、使用停止等は、その理由を明記した陸前高田市公認ロゴマーク使用承

認取消書（様式第 5 号）により通知する。

（損失補償等の責任）

第 14 条 市長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別図第 1（第 2 条第 1 号関係）



別図第 2（第 2 条第 2 号関係）



陸前高田市公認ロゴマーク使用承認申請書

（あて先）
陸前高田市長

団 体 名 _____
代表者氏名 _____
住 所 〒 _____
担当者氏名 _____
連 絡 先 _____（ ） _____

次により、陸前高田市公認ロゴマークを使用したいので、申請いたします。
また、「陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領」の内容に同意いたします。

記

使 用 物 件	
使 用 目 的	
作 成 数 量	
使 用 内 容	下記の希望する項目をチェックしてください ☐ メイン・ロゴマーク ☐ サブ・ロゴマーク
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
特 記 事 項	

- ※ 事業の内容や具体的な使用方法がわかる企画書等を添付してください。
- ※ 使用物件が完成しましたら、速やかに写真またはコピーを提出してください。
- ※ サブ・ロゴマークは、メイン・ロゴマークの表示が困難な小さな使用品にのみ使用することができます。
（下記には記入しないでください）

提 出 書 類	提 出 日
☐ 企画書	年 月 日
☐ 成果物（原本、または写真）	年 月 日

年 月 日

陸前高田市公認ロゴマーク使用承認通知書

様

陸前高田市長

年 月 日付けで申請のありました陸前高田市公認ロゴマークの使用につきまして、承認したので通知いたします。

記

承認番号	第 号
使用物件	
使用目的	
使用数量	
使用内容	☐ メインロゴマーク ☐ サブロゴマーク
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	

留意事項

- (1) 「陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領に定める使用の対象にはならない要件に該当する場合は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を持って代えることができるものとする。

年 月 日

陸前高田市公認ロゴマーク使用変更承認申請書

（あて先）
陸前高田市長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

住 所 〒 _____

担当者氏名 _____

連 絡 先 () _____

承認番号 第 号で承認を受けた、陸前高田市公認ロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変 更 前	
変 更 後	

※企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

年 月 日

陸前高田市公認ロゴマーク使用変更承認通知書

様

陸前高田市長

年 月 日付けで申請のありました、陸前高田市公認ロゴマークの使用の変更につきまして、承認したので通知いたします。

記

承認番号	第 号
変 更 前	
変 更 後	

留意事項

- (1) 「陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、陸前高田市公認ロゴマーク取扱要領に定める使用の対象にはならない要件に該当する場合は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を持って代えることができるものとする。

年 月 日

陸前高田市公認ロゴマーク使用承認取消書

様

陸前高田市長

令和 年 月 日付けで承認した承認番号 第 号の陸前高田市公認ロゴ
マークの使用につきましては承認を取り消します。

別表（第9条第2号関係）

ロゴマークデザインマニュアル